

令和3年度消防機関との意見交換会
質疑・要望事項等に係る回答

○ 会員からの質疑事項等

- 1 設置届出書を提出する際、交換箇所（交換階）の図面だけを添付すれば良いとの回答を以前の意見交換会において回答をいただいていると思いますが、全フロアの添付を求められることがあります。マンションの一室のみのリニューアル工事を実施し、他の場所の設置状況を把握できないこともある場合もあることから、再度の確認をお願いいたします。

【仙台市消防局回答】

今回の質問内容からは具体的な消防用設備等の種類や工事内容が判断できないため、どのような考えに基づき、全フロアの図面の提出を求めたのか分かりかねる状況ですが、行政機関として申請者の負担軽減への配慮は必要不可欠と認識しております。

ご提出いただく書類については必要最小限に留めるなど、関係者の負担軽減につきまして引き続き意識してまいりたいと考えます。昨年度の意見交換会（書面）における回答と同様の趣旨になります。

【名取市消防本部回答】

当本部においては、申し合わせのとおり柔軟に対応している。

【登米市消防本部回答】

以前の意見交換会において交換箇所（交換階）の図面だけ添付すれば良いと当消防本部では回答しておりません。各消防本部によっては、該当部分だけの提出で良いと回答していますが、当消防本部では原則すべての図面添付及びすべての機器の試験結果の記載を求めています。意見交換会で県内消防本部の見解を統一していないはずで。

【栗原市消防本部回答】

基本的には工事部分が確認できれば他については不要と考えますが、設備や工事内容によっては、全体での確認が必要になる場合も考えられますので事前に相談をお願いいたします。対象物によっては、質問のような事情があることは重々承知しておりますので、設置届に限らず、提出書類については過度な要求にならないよう注意してまいります。

【黒川地域消防本部回答】

交換階の図面で事足りる場合であれば交換階のみでよい。しかし防火対象物の工事規模、内容や他の階と直接関係性のある消防用設備等によっては交換階以外も要求する場合もある。

事前に消防との打ち合わせをお願いいたします。

【石巻地区消防本部】

令和2年度に同様の質疑があり、当本部としては「工事内容によっては柔軟に対応できるものと考えますので、その都度添付資料等について管轄の担当者と十分に協議願います。」と回答しており、その内容に変更はありません。

【塩釜地区消防本部回答】

「平成9年12月5日付消防予第192号消防用設備等に係る届出等に関する運用について（通知）」に基づき対応しているもの。

【あぶくま消防本部回答】

具体的な消防用設備名が明記されていないので一概には述べられませんが、基本的には、消火器・誘導灯（誘導標識）・自火報（感知器・総合盤等）・非常放送のスピーカー程度であれば、交換階の図面添付で可としております。

【仙南地域消防本部回答】

添付される図面で工事範囲等を確認出来るのであれば支障ないと思慮されますが、各消防用設備等及び工事内容によって、工事以外部分の確認も必要となる場合があるため、事前に管轄消防署との打ち合わせを実施願います。

【大崎地域消防本部回答】

令和2年度消防機関との意見交換会（書面）の結果から、当消防本部は「原則、消防用設備等に関する図書として、全階平面図の添付を要します。また、試験結果報告書にあっても同様に全項目の記載を要します。」と回答しております。

またその結果を見ると、各消防本部は統一の意見ではないようです。そのことから当消防本部を含めて事前に添付書類について、相談頂ければと思います。

【気仙沼・本吉地域消防本部回答】

当消防本部では、設備の設置に伴って交換箇所以外に変更がなければ、変更箇所の図面の添付のみで良しとしている。

- 2 大規模小売店舗の消防検査に関して、什器備品等が設置されていないと検査はできないのか伺いたい。（検査が終了し、引き渡し後に搬入となる契約があることから対応に苦慮している。）

【仙台市消防局回答】

消防法施行規則第31条の3第2項に基づく検査（以下「消防検査」という。）は、消防用設備等が法令に定める設備等技術基準に適合しているかどうかについて検査するものとされています。

什器備品等が設置されていない場合、消防用設備等の設備等技術基準への適合状況が判断できないことも大いに想定されます。（例えば、誘導灯視認障害の有無等）

また、消防検査においては、本市火災予防条例第50条に規定する避難通路の設置状況についても同時に確認を行っており、こちらについても、什器備品等が設置されていない場合にはその適合状況を適切に判断することができません。

本主旨をご理解いただき、できる限りご協力いただきますようお願いいたします。

どうしても対応が不可である場合には、什器備品等設置予定位置をテープ等で明示していただく等のご対応をお願いします。

【名取市消防本部回答】

什器備品等が設置のされていない状態で消防検査を行った実績はある。この場合、後に什器備品等が搬入設置された時点で、既設の消防用設備への障害の有無を検証し、必要があれば消防用設備の増設、移設等の工事を行うよう関係者に対し指導している。

【登米市消防本部回答】

当消防本部では、什器備品等が設置されていなくとも消防用設備等の設置完了検査は実施しております。検査を実施し問題がなければ検査済証を交付しますが、その後に什器備品等を設置したことにより各設備の移設や増設が必要となる場合があります。

【栗原市消防本部回答】

基本的な検査の流れとしては、設備の設置検査後に建物全体の防火管理・避難経路・火気使用・条例届出等の確認を行う使用開始の検査となります。設備の設置検査については、設置届を届け出させていただき、検査時に届け出どおりに法令の技術基準が確認できる場合は物品等の配置がなくても可能です。ただし、法令の適合を判断するうえで消防同意や着工届審査の際、物品配置を前提に歩行距離を測定している設備、誘導灯の視認障害や普通階・無窓階算定に影響が出る場合は事前にそのような状況で検査ができるようお願いしております。仮にそのような場合でも設備検査まで物品の配置が困難な場合は、その後の使用開始の検査でその状況を確認し、検査済証の交付としておりますので、使用開始に伴う検査の際は、可能な限り使用状況に近い形での検査となります。

【黒川地域消防本部回答】

什器備品等が設置されてからの検査が理想だが、什器備品等が設置されていなくても検査は可能である。その際は、検査時には使用開始時と同様の通路及び什器備品等のレイアウト図を提出して頂き、その図面にて検査を行います。

事前に消防との打ち合わせをお願いいたします。

【石巻地区消防本部】

御質疑にある「消防検査」が各自治体の火災予防条例で規定する防火対象物使用開始届出に伴う消防が行う現場確認（使用開始検査）のことを指すものとして回答致します。

使用開始検査は、まだ使用を開始していない建物について、関係者の申告する使用開始時の用途をみなし用途としてとらえ、検査時の状態で建物の使用を開始した場合に消防法令又は火災予防条例に適合する又は適合しない状態であることを通知するために行うものです。よって、実際に使用を開始する状態、すなわち御質疑で挙げられた什器備品についても全て設置されている状態が望ましい（什器による避難障害等の確認のため等）ところですが、様々な理由からそれが叶わない場合は管轄の担当者と協議願います。使用開始検査後の什器等の設置による建物内の状態変動については事業者側が自由にできますが、建物の使用が開始されれば、用途が確定している防火対象物ですので、法第4条に基づき立入検査を実施し、消防法令又は火災予防条例に適合しない場合は是正を指導することになります。

【塩釜地区消防本部回答】

什器備品等の設置状況に関わらず、基本的には消防用設備等の工事完了後、設備業者と消防機関の日程を調整し、完成検査を実施している。

【あぶくま消防本部回答】

新築ドラッグストアの消防検査時、こうしたケースが多くみられます。

基本的に、什器等が設置されていなくても検査は実施いたします。

但し、消防検査実施前に、施主及び各工事担当者に「使用開始後の消防査察等において、什器設置等の要因により、誘導灯視認障害等の消防用設置設置不備が見られる場合には、移設や増設等の工事が必要になる」旨を説明しております。

【仙南地域消防本部回答】

原則、消防検査に際し什器備品等の設置は求めておりません。しかしながら、消防検査後に設置された什器備品等により、政令で定める技術上の基準に抵触（例：誘導灯の視認障害等）することも考えられることから、検査時に関係者等に対し注意を促すことも必要であると考えます。

【大崎地域消防本部回答】

消防法施行規則第28条の3第2項に「避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が次の各号に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とする。ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことが出来ない場合又は識別することができない場合にあっては、当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とする。」と記載されております。そのため、消防同意段階の図面審査で什器配置（計画）の入った図面を受領し、誘導灯の審査を行い適正であれば「同意」としており、設備検査で実際に設置された誘導灯の位置と什器に伴い視認障害等が発生していないかの確認を行っております。

さらに火災予防条例で百貨店等の避難通路等として、床面積に応じ避難通路の幅員が定められており、使用開始検査においてこの幅員についても確認を行うため、検査時に什器等が必要となります。

【気仙沼・本吉地域消防本部回答】

当消防本部では、設備の設置及び使用開始に伴う現場調査については、設備の設置状況について正確に確認するため、基本的には什器備品等が搬入後に実施している。ただし、工期の都合上、什器備品等の搬入が遅れる場合は、搬入後に現場調査を再度実施し、設備の設置状況に不備が出た場合は早急に改修してもらう旨を事前に伝えている。

- 3 宮城県（仙台市・他）の電子申請に向けた状況、今後のスケジュールについて伺いたい。（山形市では電子申請がスタートしているとのことです

【仙台市消防局回答】

本市では、昨年6月に「仙台市DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」が策定され、これに基づき、危険物規制事務における電子申請の受付及びキャッシュレス決済化の導入に向けた準備を進めております。

また、先般、国から示されました電子申請等の標準モデル等も参考にしながら、順次、火災予防分野においても電子申請サービスの導入を図ってまいりたいと考えているところです。

【名取市消防本部回答】

消防予第 610 号（令和 3 年 12 月 24 日付）により取組を進めるところであるが、当本部内で稼働している既存の事務処理システムとの接続をはじめとする技術的な問題を抱えているところであり、現時点において具体的なスケジュールについては話し難い。

【登米市消防本部回答】

現在は電子申請の受付は実施しておりません。

消防だけではなく登米市として現在電子申請の受付を行っておりません。

電子申請の受付については、登米市の方針及び他の部局等との調整も必要となります。このことから今後のスケジュールについては未定となっております。

【栗原市消防本部回答】

現時点では受付体制等未整備であり対応はしておりません。実施時期は未定となりますが、将来的には推進しなければならないものと考えております。ただし、ハード面の整備など消防だけではなく市の関係部局を含めて諸課題や環境整備等を精査する必要があることから、今後も国の動向を注視しつつ、関係部局を含めて検討することとしております。このため、当面の間は現状どおりの対応となります。

【黒川地域消防本部回答】

電子申請に向けた整備については進める意向はありますが、明確な整備完了時期は未定です。

【石巻地区消防本部】

総務省消防庁から令和 3 年 1 2 月 2 4 日付けで「火災予防関係手続における電子申請等の導入に関する留意事項について（通知）」が発出されており、それに基づき導入を検討していますが、導入開始時期は未定です。

【塩釜地区消防本部回答】

国の方針に基づき担当課と調整中であり、具体的なスケジュールについては未定。

【あぶくま消防本部回答】

当消防本部においては、他部局や事務組合との調整も必要となるため、電子申請運用スケジュール等は未定となっております。

【仙南地域消防本部回答】

現時点においては電子化の検討は行っていません。

今後の総務省消防庁、他消防局（本部）の先進的な取り組み状況などの動向を注視しつつ、検討をしていく必要があると考えます。

【大崎地域消防本部回答】

電子申請について、当消防本部として現在のところ具体的な整備計画等はございません。将来的導入に向けて課内で検討を行っている段階です。

【気仙沼・本吉地域消防本部回答】

当消防本部では、電子申請に向けた取り組みは行っていません。今後のスケジュールについても諸課題があることから、検討中です。